



社会福祉施設の
感染防止訪問指導を実施



Contents

令和3年度臨時総会を開催しました	1
特集：静岡県施策の動向	6
新興・再興感染症に備えるための体制づくり	6
いよいよ始まります!!～医師の働き方改革～	7
静岡県の令和4年度主な医療関係予算	9
令和4年度新型コロナウイルス感染症対策関係予算	19
県知事・副知事との面談	20

令和3年度臨時総会を開催しました

令和4年3月9日（水）に臨時総会を開催し、令和4年度の事業計画及び収支予算が承認されました。

臨時総会 会長挨拶 会長（藤枝市立総合病院事業管理者） 毛利 博



本日はお忙しい中、静岡県病院協会臨時総会にお集まりいただきありがとうございます。私は、病院協会会長の毛利でございます。病院協会を代表して一言ご挨拶をさせていただきます。今回も新型コロナウイルス感染症のためハイブリッド形式で開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染症が始まり2年余りが経過しましたが、感染の終息には程遠く、オミクロン株による第6波も新規感染者が高止まりの状況で、静岡県におきましても蔓延防止等重点措置の解除ができず、先般も期間の延長が決定したところです。各病院におかれまして通常の入院に加えて新型コロナウイルス患者への対応に大変ご苦労されていると思います。県、県医師会、県看護協会、県歯科医師会、県病院協会が情報を共有化して、医療崩壊が起きないようにしていきたいと考えます。そのためにも、まずはワクチン接種の促進と、新しい経口剤の普及が速やかに進んでいくことを期待しています。また、「ふじのくに感染症管理センター」静岡版CDCについて基本構想が着手されており、今後の展開に期待しているところです。

次年度は働き方改革のいよいよ正念場となる年です。皆さんの病院では準備が着々と進んでいるものと思います。医療界での働き方改革は「人の命を預かる」ところですので、単純に時間制約でもって全てを判断しないようにお願いしていますが、行政がどのように判断されるのかは不透明なところがあります。これからでも積極的にアドバイザーの派遣を依頼していただき、しっかりと体制作りをしていただくようお願いいたします。

本日の議案ですが、令和3年度補正予算案、令和4年度事業計画案、令和4年度収支予算案、以上3件についてご審議いただきます。限られた時間ですが、よろしくお願いいたします。

令和4年度 事業計画

〈基本方針〉

静岡県病院学会及び各部門の研修会開催、会員や県民への医療情報の提供等を引き続き実施するとともに、現在の医療における重要課題である①地域医療構想への対応 ②医師・医療従事者の働き方改革への対応 ③医師確保・偏在対策 ④新型コロナウイルス感染症ほか感染症への対応 に重点的に取り組む。

重点的取組事項4項目について、

- ①地域医療構想への対応は、これまでの関係者による検討会、医療機能分化連携促進のための研修会等開催のほか、今後の病院集約化等を見据え、地域による医療提供体制の格差是正のため、ICTを活用した病院間の連携推進の検討に新たに取り組む。

- ②医師・医療従事者の働き方改革への対応は、医療機関勤務環境評価センターの書面調査が2022年秋ごろから開始される見込みであることから、県内医療機関の評価受審が円滑に進むよう、また、医師・医療従事者の勤務環境改善と病院運営の向上のため、現在運営している「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」のさらなる充実強化を図る。
- ③医師確保・偏在対策は、①の地域医療構想及び②の医師・医療従事者の働き方改革と三位一体とされていることから、①、②の事業推進においては、医師確保・偏在対策の観点に配慮して実施する。また、従来から実施している若手医師の本県病院への勤務、定着促進に係る事業について、県内病院のより効果的な情報発信に取り組む。
- ④新型コロナウイルス感染症ほか感染症への対応は、現在実施している新型コロナウイルス感染症の感染患者受入病院の情報共有・対応検討のための連絡調整会議のほか、患者の円滑な転院のための、後方支援病院への適切な情報提供、福祉施設における感染防止対策の向上のため、静岡県看護協会などの関係団体と連携した、施設への指導や情報提供に取り組む。
- また、新興感染症へ備えるため、県や関係団体と連携して対応策の検討を進める。

〈事業計画〉

I 医療水準の向上と県民の健康保持・増進を目的とした事業（公益事業）

- 1 病院及び医療従事者の医療の質並びに医療安全、災害医療等の資質の向上に関する研修会の開催及び調査研究事業、並びにこれらの事業に関する行政機関からの受託事業
〔定款第4条第1号及び3号に掲げる事業〕
- (1) 静岡県病院学会等による医療の質の向上や質の高い医療サービスの提供 【学術・教育研修部会】
- ①静岡県病院学会
- ・直面する医療課題の中からテーマを取り上げ、基調講演及びシンポジウム方式による静岡県病院学会を開催
- ②ふじのくに地域医療支援センター事業の情報発信
- ・静岡県の医師確保や医師のキャリア形成のため静岡県が設置した「ふじのくに地域医療支援センター」事業の一環で、県内外の医学生や若手医師に向けた情報発信として、臨床研修病院ガイドブック、専門医研修プログラムガイドブック、ホームページ掲載記事等を作成
- ③静岡県医師臨床研修（初期、後期）病院合同説明会
- ・全国の医学生及び臨床研修医に対して県内病院の臨床研修（初期）及び専門研修（後期）の内容を紹介する病院合同説明会を静岡県と共催で開催
- (2) 病院管理研修会、経営管理研修会などの開催による病院経営、医療の質の向上の推進
- ①病院管理研修会 【経営管理・勤務環境改善部会】
- ・病院長、看護部長、事務長等の管理者を対象として、医療環境の変化や病院の管理・運営、医療情報の適正管理についての研修会を開催
- ②経営管理研修会 【地域病院部会】
- ・中小病院の経営管理等に関する研修会を開催
- ③診療報酬研修会 【社会保険部会】
- ・保険診療についての理解を深める研修会を開催
(診療報酬改定セミナーは改定年の前年度実施のため令和4年度は非開催年)
- (3) 「地域医療構想」実現に向けた医療機能分化連携のための協議の促進 【医療機能再編支援部会】
- ①医療機能分化連携研修会
- ・病院長、事務長等の管理者を対象として、「地域医療構想」実現に向けての取組事例の紹介

など、医療機能分化連携を促進するための研修会を開催

②医療機能再編に係る課題抽出のための検討会

- ・病院間連携や再編促進に係る課題や対応策について協議

③ICTを活用した病院間連携の推進検討

- ・今後の人口減少と疾病構造の変化を見据え、ICTを活用した医療機能再編について検討

④事務職員ワーキング

- ・事務職員ワーキンググループによる病院間の業務連携先行事例等検討

⑤医療機能分化連携関連情報の提供

- ・病院関係者の理解を深めるため、協会ホームページから、国や県の施策資料、他県の取組状況等医療機能分化連携に関連する情報を提供

(4) 医療安全推進研修事業による医療安全のための環境づくり 【医療安全・感染防止対策部会】

①医療安全に関する研修会

- ・医療事故防止をはじめ、病院運営における安全管理についての研修会を開催
- ・医療に関する患者や家族の不安・疑問に対応する医療対話推進者養成講座を開催

(5) 感染防止対策事業の強化及び感染症発生時の医療提供体制確保のための協議の促進

【医療安全・感染防止対策部会】

①院内感染対策ネットワーク支援

- ・感染対策地域支援委員会で院内感染防止対策について協議
- ・感染対策相談窓口を設置し、病院、診療所等からの相談に対する助言、指導を実施、ホームページへの相談事例掲載による情報提供

②感染対策支援セミナー

- ・医療機関の院内感染対策や福祉施設での感染対策の向上のため、医療関係者や福祉・介護関係者を対象としたセミナーを開催

③新型コロナウイルス感染症重点医療機関等連絡調整会議等

- ・新型コロナウイルス感染症重点医療機関等連絡調整会議等で感染の現状・対応について協議

④社会福祉施設感染防止対策

- ・社会福祉施設における感染防止のため、訪問指導、社会福祉施設からの相談対応、研修動画作成等を実施

(6) 災害医療救護推進事業による災害医療提供体制の充実

【災害医療部会】

①災害医療地域連携体制検討委員会

- ・災害拠点病院で構成する委員会で、災害医療地域連携体制について検証し、課題について検討
- ・災害拠点病院において、地域の関係者とともに災害医療連携図上訓練を実施

②災害医療コーディネート研修会

- ・大規模災害時の各医療圏におけるコーディネート体制の連携強化に向けた研修会を開催

③災害医療従事者研修会

- ・災害医療従事者を対象に、災害発生時における医療救護活動の迅速・的確な対応を目的として、トリアージ、標準診療手順、広域搬送等の知識・技術を習得する研修会を開催

(7) 病院関連の調査・研究

【各部会】

①病院が抱える様々な課題等についての調査・研究

2 医療勤務環境改善のための支援

(1) 医療勤務環境改善支援センター運営

【経営管理・勤務環境改善部会】

①アドバイザーによる助言

- ・ 医業分野等アドバイザーや医療労務管理アドバイザーの医療機関への派遣及び専任アドバイザーによる相談対応による医療機関への助言

②医療勤務環境改善研修会

- ・ 働き方改革に係る制度や諸手続き、好事例等についての研修会を開催

③医療勤務環境改善情報の提供

- ・ 専用ホームページでの勤務環境改善関係情報を提供

3 県民の医療に関する知識の普及啓発及び県民の医療参加の推進事業、並びにこれらの事業に関する行政機関からの受託事業 [定款第4条第2号及び3号に掲げる事業]

(1) 県民への医療情報の提供等による医療知識の普及啓発、県民への健康増進の機会の提供や医療参加の推進

①協会ホームページの更新、運用

【広報啓発部会】

- ・ 会員や県民に対して協会や会員病院の概要、医療に関する様々な情報を適切に提供するホームページの運用

②県民を対象にした「県民健康セミナー」の開催

【広報啓発部会】

- ・ 県民の健康の保持及び増進を図るため、健康づくりや疾病対策等をテーマとした県民健康セミナーを「静岡県民の日（8月21日）協賛事業」として開催

③会報の発行

【広報啓発部会】

- ・ 協会の事業や医療に関する情報を広く会員等に知らせるため発行

II 医療情報提供事業（共益事業）

[定款第4条第4号に掲げる事業]

1 協会会員への国、県等からの医療情報の提供

(1) 通知・通達の提供

- ①静岡県健康福祉部から通知される厚生労働省の通達、正会員・賛助会員に関する情報などを提供

III 組織の充実・強化を図るための事業（法人内部管理）

1 協会会員の様々なニーズに応え、また、行政のカウンターパートナーとして事業を推進するための協会機能の明確化、組織基盤の強化及び協会の地位向上

(1) 総会、理事会その他の会議の開催

- ・ 定例会議、部会及び支部活動の充実による組織強化と情報共有の推進

①通常会員総会の開催

- ・ 年1回5月に開催

②臨時会員総会の開催

- ・ 必要がある場合に開催 年1回予定（3月）

③理事会の開催

- ・ 年3回以上

④部会の開催

- ・ 事業の企画・運営のために必要な場合に開催

⑤支部総会・研修会の開催

- ・ 支部長が必要と認めたときに開催

⑥役員推薦委員会の開催

- ・ 役員の選任をするために必要な場合に開催

(2) 関係機関・団体との連携強化

- ・ 事業を円滑かつ効果的に推進するため、(一社)静岡県医師会、(一社)静岡県歯科医師会、(公社)静岡県看護協会、(公社)静岡県薬剤師会等の医療関係団体、福祉関係団体及び国、静岡県、県内市町等行政機関との連携強化、公的委員として政策形成・推進への参画

「定款（抜粋）」

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、病院及び医療従事者の医療の質並びに医療安全・災害医療等の資質の向上や県民の医療に関する知識の普及啓発を図り、もって県民の健康保持及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病院及び医療従事者の医療の質並びに医療安全、災害医療等の資質の向上に関する研修会の開催及び調査研究事業
- (2) 県民の医療に関する知識の普及啓発及び県民の医療参加の推進事業
- (3) 前2号に掲げる事業に関する行政機関からの受託に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

令和4年度 収支予算

当期収入額合計	73,042千円（前年度当初予算	72,539千円）A
前期繰越収支差額	18,812千円（	” 14,555千円）
収入合計	91,854千円（	” 87,094千円）B
当期支出額合計	78,403千円（	” 79,695千円）C
当期支出差額	△ 5,361千円（	” △ 7,156千円）A-C

～令和4年度通常総会・記念講演会のご案内（予定）～

日 時：令和4年5月23日（月）
通常総会 15：00～
記念講演会 16：00～

会 場：ホテルアソシア静岡（JR静岡駅北口）駿府 I

記念講演会では、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（千葉県）病院長 野村幸博先生にご講演いただく予定です。

開催通知は、5月にお送りいたします。

特集：静岡県施策の動向

新興・再興感染症に備えるための体制づくり

1 要 旨

新型コロナウイルス感染症への対応における課題等を整理し、将来、発生し得る新興・再興感染症に備えるための体制を整える。

2 「(仮称)ふじのくに感染症管理センター」の検討

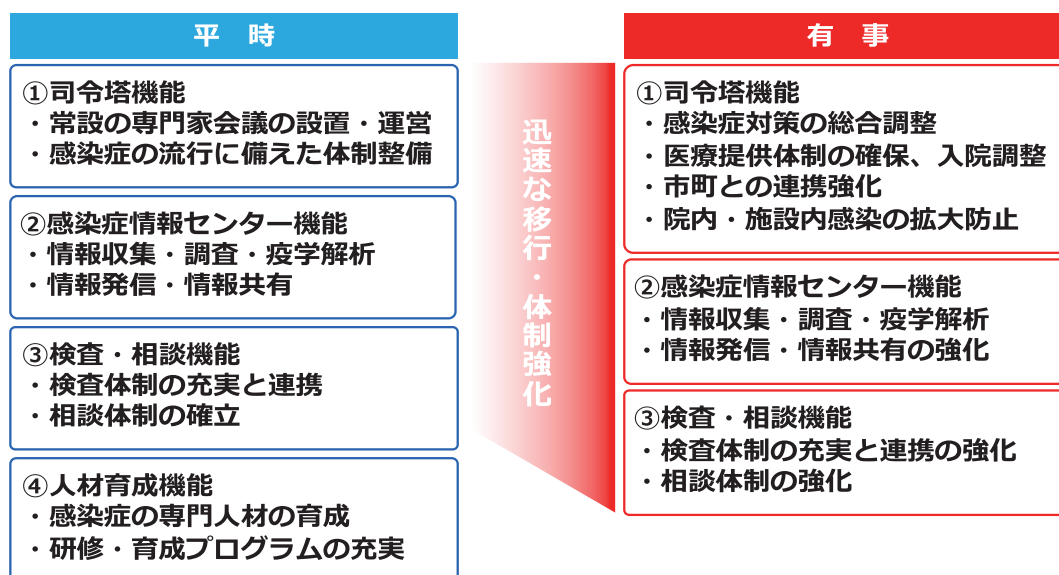
(1) 検討の体制

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議に新興感染症等対策検討部会を設置し、令和3年度に部会を4回開催して検討を進め、令和4年3月に基本構想を策定した。

(2) 体制づくりの方向性

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、専門人材の育成や感染症に関する情報の収集・分析を行い、有事の際に感染症対策の司令塔となる「(仮称)ふじのくに感染症管理センター」を設置する。

ア (仮称)ふじのくに感染症管理センターに求められる機能(案)



イ 設置場所

現 状：静岡県総合健康センター

所在地：三島市谷田2276番地

規 模：延床面積 4,932㎡（鉄筋コンクリート造 地上3階・地下1階）

ウ 設置時期

令和5年度（予定）

いよいよ始まります!!～医師の働き方改革～

令和6年4月からの医師の時間外労働上限規制適用まで、いよいよ2年となります。医師の時間外・休日労働の上限は原則年960時間以下（A水準）となり、地域医療提供体制確保の観点からやむを得ず勤務医の時間外労働の上限を超えざるを得ない場合等には年1,860時間以下（連携B、B、C-1、C-2水準）となります。例外的に長時間労働が認められる連携B、B、C-1、C-2水準の医療機関となるためには、医師労働時間短縮計画案を作成した上で、令和4年度から評価センターによる評価を受審する必要があり、上限規制開始への対応は急務です。

県は病院協会に委託する「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」の取組等を通じた支援を強化していきます。（センター問合せ先：電話054-252-6326、ホームページ<https://www.fujinokuni-kinkai.jp/>。QRコードからアクセスできます）

国も「上手な医療のかかり方」について、医療の受け手に対する情報発信を強化しています。



かかり方、変えよう!

みんなの医療をまもるために、
お願いがあります。

気軽に相談
できる
かかりつけ医を
もちましよう

夜間や
休日診療は
重篤な急患の
ためにあります

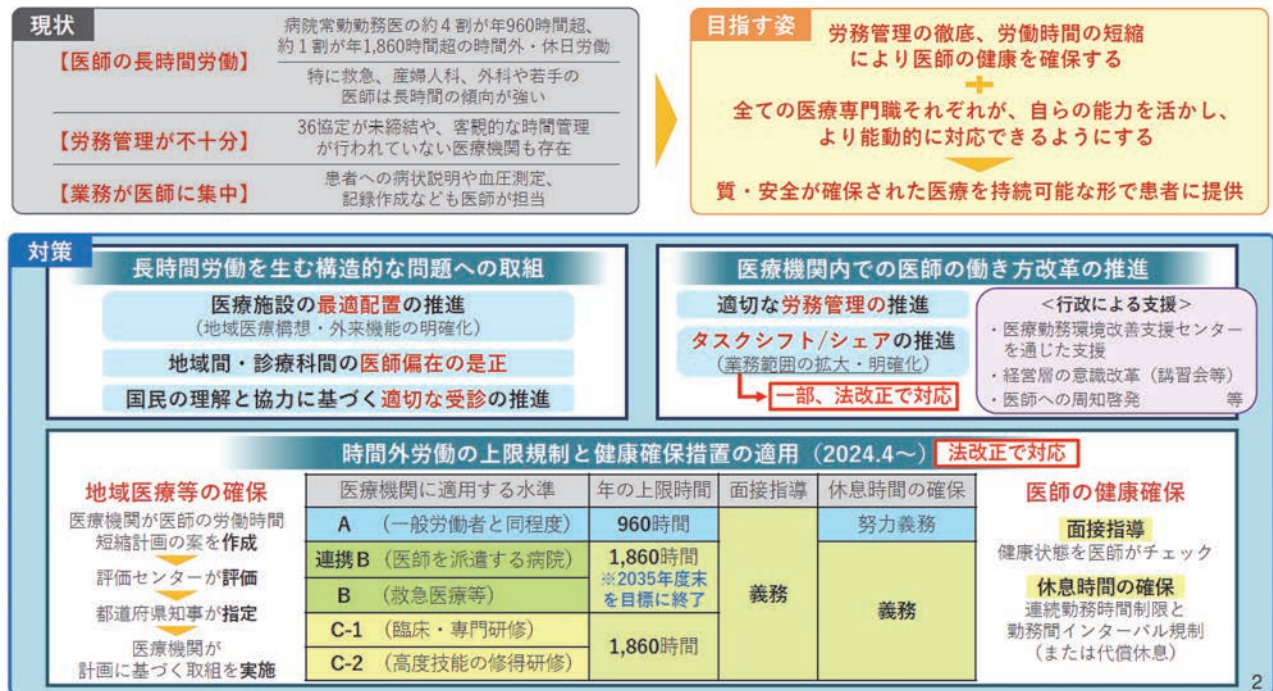
時間外の
急病は
kakarikata.jp
もしくは☎#7119

時間外の
子どもの症状は
☎#8000まで

平日の日中、
お困りのことは、
利用されている
病院の
「相談窓口」まで

あなたが知れば、
医療は救える。

医師の働き方改革の概要



「医師の働き方改革の推進に関する検討会 第1回 勤務医に対する情報発信に関する作業部会」資料から抜粋

ふじのくに医療勤務環境改善支援センターの取組概要

実施者	項目	内容
病院協会	アドバイザー派遣	医療労務管理、医業分野アドバイザー等派遣
〃	病院向け研修会	年間3回
県	補助金交付	・医療勤務環境改善計画を作り改善に取り組む病院を支援(1病院あたり1回→2回に拡充) 上限額:3,000千円 ・地域医療に特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっている医療機関の勤務環境改善の体制整備の取組を支援 上限額:133千円×稼働病床数

静岡県の令和4年度主な医療関係予算

(静岡県健康福祉部医療局)

(単位：千円)

事業名	R3当初	R4当初	R4当初予算の内容
地域医療介護総合確保基金関連事業費	4,457,724	6,690,860	医療・介護サービスの提供体制の更なる充実を図るため、各種事業を実施します。 【地域における医療提供体制の再構築】 ・病床機能分化連携促進費助成 ・がん医療均てん化推進事業費助成 ・地域医療機能分化等推進事業費助成 【在宅医療の推進】 ・地域包括ケア推進事業費 ・認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業費 【医療従事者の確保・養成】 ・ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費 ・ふじのくに女性医師支援センター事業費 ・指導医招聘等事業費助成 ・静岡県ドクターバンク運営事業費 ・看護職員確保対策事業費 ・看護の質向上促進研修事業費 ・産科医療確保事業費 【勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業】 ・地域医療勤務環境改善体制整備事業費助成 【介護施設等の整備】 ・介護保険関連施設整備事業費助成 【介護従事者の確保】 ・福祉人材確保対策事業費 ・介護人材就業・定着促進事業費 ・介護人材育成事業費
ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費(一部再掲)	1,357,000	1,481,294	ふじのくに地域医療支援センターが運営する「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」の取組を通じて、本県の医師確保対策の充実・強化を図り、県内外からの多くの医師の確保、定着と地域間の医師の偏在解消に努めます。 ・教育機能 若手医師による次世代医師リクルーター活動ほか ・臨床機能 専門医研修プログラム管理支援ほか ・医師配置調整機能 専任医師によるきめ細かな配置調整ほか ・医学生確保機能 医学修学研修資金貸与（新規貸与120人：20万円／月） ※一部、地域医療介護総合確保基金を財源として実施 ・医学修学研修資金利用者等情報管理システム開発

令和4年度 病院向け主要助成制度一覧

(※1) 事業者欄の区分及び記号の意味は

「独法」・・・独立行政法人国立病院機構の独立行政法人、国立大学法人等

「公立」・・・都道府県を除く地方公共団体、地方独立行政法人

「公的」・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会

「民間」・・・上記以外のもの

○・・・事業者となり得る ×・・・事業者となり得ない

(※2) 補助区分

「直接」・・・国が事業者に直接交付する補助金

「間接」・・・都道府県が国から交付を受け、事業者へ交付する間接補助金

「県単」・・・県の一般財源等より交付する県単独事業

(※3) 事業区分は保健医療計画の5事業による分類

【医療政策課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象（※１） 事業者（※２）					補助基準額等			補助率	補助 区分 （※３）	事業 区分 （※４）	事業 種別				
地域医療機能分化等推進事業費助成	地域医療連携推進法人の設立に向けた地域医療連携推進計画の策定経費を助成（委託料等。設立目的に病床再編があること） 地域医療連携推進法人等が行う施設・設備整備を支援（地域医療連携推進計画に基づくもので、許可病床を削減すること。設備整備は施設整備に付随して行われること）					計画策定	補助基準額	4,000千円	計画策定 1/2 （基金） 施設整備 設備整備 2/3 （基金）	県単	その他	その他 施設 設備				
							施設 改修	補助単価					250,000円/㎡			
						基準面積		64㎡/床								
						病床上限		60床								
						新築・増改築	補助単価	224,000円/㎡								
							基準面積	25㎡/床								
							病床上限	120床 （公的・公立240床）								
						設備	へき地 1箇所当たり：100,000千円									
							へき地以外	医療機器					22,000千円			
								心臓病専用機器					6,285千円			
								脳卒中専用機器					6,285千円			
								医学的リハ機器					11,000千円			
														心電図受信装置	2,774千円	
	独法 都道府県 公立 公的 民間															
	【地域医療介護総合確保基金】						○ ○ ○ ○ ○									

【地域医療課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者（※1）					補助基準額等			補助率	補助 区分 （※2）	事業 区分 （※3）	事業 種別
救命救急センター運営事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	救命救急センターの運営に必要な経費（給与費、経費等） 三位一体改革により（H18から公立は対象外）					施設運営 ※黒字病院は1/2	30床	171,675千円	2/3 （国1/3 県1/3）	間接	救急	運営費
						ドクターカー運転手		4,701千円				
						在日外国人にかかる未収金 1人1ヶ月20万円を超える額						
	独法	都道府県	公立	公的	民間	専門医加算	13,272千円					
	×	×	×	○	○	小児専用加算	55,995千円					
小児救命救急センター運営事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	小児救命救急センターの運営に必要な経費（給与費、経費等） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					1箇所当たり	202,607千円	1/3 （国）	間接	救急	運営費	
						研修加算	9,007千円					
	小児集中治療室医療従事者研修事業 【地域医療介護総合確保基金】	小児集中治療室における研修事業に必要な給与費、需用費等 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					1箇所当たり	12,612千円	1/2 （基金）	県単	救急	運営費
ドクターヘリ導入促進事業 【医療提供体制推進事業費補助金】		ドクターヘリの運航に要する経費（運航委託経費、人件費、運航調整委員会経費） ドクターヘリ運航委託経費 位置情報把握システム対応 年間飛行時間200時間未満 235,558千円 年間飛行時間200時間以上300時間未満 253,266千円 年間飛行時間300時間以上 270,975千円 位置情報把握システム未対応 年間飛行時間200時間未満 233,758千円 年間飛行時間200時間以上300時間未満 251,466千円 年間飛行時間300時間以上 269,175千円 搭乗医師・看護師確保経費 17,917千円 運航連絡調整員確保経費 1,942千円 運航調整委員会経費 3,537千円 レジストリ構築経費 1,086千円 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					10/10 （国1/2 県1/2）	間接	救急	運営費		

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
救急救命士病院実習受入促進事業	病院の開設者が行う救急救命士の病院実習（気管挿管病院実習、就業前教育、再教育）受入事業	1箇所当たり1,369千円	10/10 (国1/2 県1/2)	間接	救急	運営費
【医療提供体制推進事業費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					
救急患者退院コーディネーター事業	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費、委託料	1箇所当たり9,724千円×事業月数/12	1/3 (国1/3)	間接	救急	運営費
【医療提供体制推進事業費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					
休日夜間急患センター施設・設備整備事業	休日夜間急患センターとして必要な施設整備費及び医療機器等の備品購入費	施設 人口10万人以上 150㎡×176.3千円 人口5～10万人 100㎡×176.3千円 設備 人口10万人以上 4,400千円 人口5～10万人 3,300千円	0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	施設 設備
【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○					
病院群輪番制病院施設・設備整備事業	病院群輪番制病院として必要な施設整備費及び医療機器等の備品購入費	施設 新築、増改築 150㎡×250千円 心臓病専用病室 30㎡×250千円 脳卒中専用病室 30㎡×250千円 設備 医療機器 22,000千円 心臓病専用機器 6,285千円 脳卒中専用機器 6,285千円	0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	施設 設備
【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○					
救命救急センター施設・設備整備事業	救命救急センターとして必要な施設整備費及び医療機器等の備品購入費	施設 センター施設 2,300㎡×250千円 脳卒中専用病室 60㎡×250千円 ヘリポート 78,345千円 設備 センター医療機器 256,300千円 心臓病機器 62,856千円 脳卒中機器 62,856千円 ドクターカー 58,737千円 心電図受信装置 2,774千円 無線装置 1,100千円	0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	施設 設備
【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○					
高度救命救急センター設備整備事業	高度救命救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	広範囲熱傷用医療機器 88,000千円 指肢切断用医療機器 8,542千円 急性中毒用医療機器 32,039千円	2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	設備
【医療提供体制推進事業費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○					
基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院施設・設備整備事業	基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院として必要な施設・設備整備事業	施設補強 2,300㎡×43.5千円 備蓄倉庫 160,950千円 自家発電装置 149,535千円 受水槽 137,802千円 研修部門 123,809千円 ヘリポート 145,151千円 給水設備 64,800千円 燃料タンク 29,883千円 医療機器等 32,039千円 施設補強 2,300㎡×43.5千円 備蓄倉庫 45,397千円 自家発電装置 149,535千円 受水槽 137,802千円 ヘリポート 78,345千円 給水設備 64,800千円 燃料タンク 29,883千円 医療機器等 19,224千円	0.5 (国) 0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3) 0.5 (国) 0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	災害	施設 設備
【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○					
医療施設等耐震整備事業	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する施設整備費 <対象施設> ・救命救急センター、病院群輪番制病院等 ・Is値0.3未満の建物を有する病院の開設者	・補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×43,500円 ・新築、増改築 ア Is値0.4未満の救命救急センター等 イ Is値0.3未満の病院 基準面積 2,300㎡×206,500円	0.5 (国)	間接	災害	施設
【医療提供体制施設整備交付金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × △ ○					
医療施設浸水対策事業	医療施設における浸水対策の充実・強化 ※浸水想定区域及び津波災害警戒区域に所在し、当該区域から移転できない医療機関であること。	・止水板等の設置 1か所あたり 40千円 ・医療用設備の移設 1か所あたり 42,200千円 ・電源設備の移設 1か所あたり 33,300千円	0.33 (国)	間接	災害	施設
【医療提供体制施設整備交付金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○					

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
医療施設ブロック塀改修等 施設整備事業 R3制度創設 【医療施設等施設整備補助金】	病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等に必要経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	基準単価 80千円/m ただし、30mを上限とする。	1/3 (国)	間接	災害	施設
医療施設非常用通信設備整備事業 R3制度創設 【医療提供体制推進事業費補助金】	非常用通信設備を整備するために必要な経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	衛星携帯電話や衛星データ通信等の非常用通信設備 1か所あたり 741千円	1/3 (国)	間接	災害	設備
へき地医療対策事業 【医療施設運営費等補助金】	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費(へき地医療拠点病院運営費、へき地患者輸送車(艇)運行事業) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	・へき地医療拠点病院運営費 へき地医療活動経費 医 師：61,000円×延日数 その他：25,000円×延日数 医療費…医療に要した実支出額 等 ・へき地患者輸送車(艇)運行事業 基準額：765千円	10/10 (国1/2 県1/2) 1/2 (国)	間接	へき地	運営費
へき地医療拠点病院設備整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	へき地医療拠点病院として必要な医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	医療機器 55,000千円 歯科医療機器等 27,500千円	10/10 (国1/2 県1/2)	間接	へき地	設備
へき地診療所設備整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	へき地診療所として必要な医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	医療機器 16,500千円	1/2 (国)	間接	へき地	設備
へき地患者輸送車(艇)整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	へき地患者輸送車(艇)の整備事業 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	患者輸送車 マイクロバス 2,829千円 ワゴン車 1,474千円 ※市町等の場合 ※へき地診療所等の場合	1/2 (国) 10/10 (国1/2 県1/2)	間接	へき地	設備
へき地医療施設設備整備促進事業	市町、一部事務組合、公的団体が行うへき地の医療施設に必要な医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 × × ○ ○ ×	施設 対象 基準面積 基準単価 病院 1,000㎡ 等 214.6千円 診療所 160㎡ 等 160.9千円 設備 対象 補助基準額 病院 100,000千円 診療所 50,000千円	1/2 (県)	県単	へき地	施設 設備
総合周産期母子医療センター運営事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な経費(給料、手当、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費、減価償却費等) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	MFICU民間：6,111千円/床 MFICU公立：2,236千円/床 NICU民間：3,693千円/床 GCU民間：1,758千円/床 母体救命強化加算：17,917千円 麻酔科医配置加算：13,103千円 臨床心理技術者配置加算：5,966千円	1/3 (国)	間接	周産期	運営費
地域周産期母子医療センター運営事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な経費(給料、手当、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費、減価償却費等) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	MFICU民間：11,423千円/床 MFICU公立：7,923千円/床 NICU民間：9,066千円/床 NICU公立：5,772千円/床 GCU民間：2,513千円/床 GCU公立：915千円/床 母体救命強化加算：17,917千円/ヶ所 麻酔科医配置加算：13,103千円 臨床心理技術者配置加算：5,966千円	1/3 (国)	間接	周産期	運営費
産科救急受入医療機関支援事業 R3制度創設	産科救急受入医療機関の以下の費用 ・24時間対応に要する人件費 ・NICU運営費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	24時間対応に要する人件費 補助基準額 17,917千円/ヶ所 NICU運営費 補助基準額 3,693千円/NICU病床数	1/6 1/3 (県)	県単	周産期	運営費
新生児医療担当医確保支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	新生児担当医に対する手当 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1入院当たり10,000円	1/3 (基金)	県単	周産期	運営費
産科医等育成支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	産科の専攻医に対する手当 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	研修医1人50,000円/月	1/3 (基金)	県単	周産期	運営費
産科医等確保支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	産科医・助産師に対する分娩取扱手当 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1分娩当たり 10,000円 加算：1帝王切開当たり 10,000円	1/3 (基金)	県単	周産期	運営費

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者（※１）	補助基準額等				補助率	補助 区分 （※２）	事業 区分 （※３）	事業 種別			
産科医療施設等整備事業	分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所の 新築、増築、改築及び改修等の施設（分 娩室、病室、宿泊施設等）及び設備（分 娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等） に対する助成	施設	対象	基準面積	基準単価	1/2 （国）	間接	周産期	施設 設備			
【医療施設等施設整備費補助金】 【医療施設等設備整備費補助金】		設備	診療部門	194㎡	224.0千円等							
			宿泊施設	室数×40㎡	249.7千円等							
			17,035千円									
周産期医療施設施設・設備整備事業	周産期医療施設の施設整備及び医療機器 等の備品購入費	施設	基準面積	基準単価		0.33 （国）	間接	周産期	施設 設備			
【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】		設備	300㎡	224,000円		2/3 （国1/3 県1/3）						
			周産期医療機器	31,975千円								
			ドクターカー	32,039千円								
小児救急医療支援事業	市町が実施する小児救急医療支援事業に 必要な経費（給与費等）	施設	区分	基準額	算出方法	2/3 （基金）	県単	小児	運営費			
【地域医療介護総合確保基金】	H 1 7 末で県単付増廃止		休日	A.B	26,310円					×診療日数		
				C	13,150円							
			夜間	26,310円								
			夜間加算	19,782円								
			電話相談加算	14,838円								
		オンコール	13,570円									
小児医療施設施設・設備整備事業	小児医療施設の施設整備及び医療機器等 の備品購入費	施設	基準面積	基準単価		0.33 （国）	間接	小児	施設 設備			
【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】		設備	800㎡	224,000円		2/3 （国1/3 県1/3）						
			小児医療機器	26,400千円								
小児集中治療室施設・設備整備事業	小児専門集中治療室として必要な施設・ 設備整備事業	施設	20㎡×病床数×250千円			0.33 （国）	間接	小児	施設 設備			
【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】		設備	11,550千円			1/3 （国1/3）						
小児救急遠隔医療設備整備事業	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレパ ソロジー、テレラジオロジー、テレビ電 話等のコンピューター及び付属機器等の 購入費	施設	小児救急遠隔画像診断装置		基準額	3/4 （国1/2 県1/4）	間接	小児	設備			
【医療提供体制推進事業費補助金】		設備	支援側医療機関		25,073千円							
			依頼側医療機関		病 院					29,159千円		
					診療所					23,104千円		
			（支援側、依頼側のいずれか一方が他方を 含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与 する場合は、１と２の合計額とすることが できる。）									
			独法	都道府県	公立					公的	民間	○
病床機能分化促進事業	・地域包括ケア病床及び回復期リハビリ テーション病床の転換に必要な施設整備 費及び医療機器等の備品購入費 ・病床最適化に取り組む病院に対しては 基準面積を増やして増改築を支援（病床 転換を行わない場合でも基準単価を減じ て支援）	施設	改修	補助単価	245,600円/㎡	1/2 （基金）	県単	在宅	施設 設備			
増改築	基準面積			6.4㎡/床								
	病床上限			60床								
	増改築		補助単価	245,600円/㎡ （病床転換無し）								
基準面積			220,000円/㎡									
基準面積			25㎡/床									
設備	へき地 1箇所当たり：100,000千円											
	へき地以外	医療機器	22,000千円									
		心臓病専用機器	6,285千円									
脳卒中専用機器		6,285千円										
医学的リハ機器		11,000千円										
心電図受信装置		2,774千円										
共同利用施設施設・設備整備事業	施設：共同利用施設として必要な特殊診 療棟、開放型病棟の新築、増改築 に要する工事費又は工事請負費	施設	基準面積	特殊診療棟	300㎡	0.33 （国）	間接	その他	施設 設備			
設備	基準単価			開放型病棟 （50床を 限度）	13.88㎡×一般病床 （耐火構造） 12.56㎡×一般病床 （ブロック・木造）							
				鉄筋コンクリート								
			診療棟	250.0千円								
			病 棟	224.0千円								
			基準額＝基準面積×基準単価									
		設備	地域医療支援病院 1 か所当たり 220,000千円 （下限額：１品につき1,000千円）			2/3 （国1/3 県1/3）						
【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】			それ以外 1 か所当たり 220,000千円 （下限額：１品につき1,000千円）			1/3 （国1/3）						

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
医療施設近代化施設整備事業 ※R1より病院に対する助成は、 下記に限定。 ・精神病棟 ・結核病棟 ・療養環境	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上につながる新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 ※補助対象：精神科病院のみ（H30～） ※平成31年度以降事業改変可能性あり（国庫事業） 平成14年度新規事業より県費付け増し補助を廃止 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○ 【医療提供体制施設整備交付金】	基準額＝基準面積×基準単価 ※電子カルテシステム整備時は605千円/床を加算 1 病棟部分基準面積 病棟面積/床≥18㎡ 25㎡×整備後の整備区域の病床数 病室面積/床≥6.4㎡ 病棟面積/床≥16㎡ 22㎡×整備後の整備区域の病床数 病室面積/床≥5.8㎡ 2 基準面積（加算部分） 病床削減数 <20% ≥20% 加算条件を満たす場合 15㎡×整備後の整備区域の病床数 25㎡×整備後の整備区域の病床数 3 基準単価（千円） 鉄筋コンクリート 病 院 224.0千円 整備区域の整備後の病床数150床を限度（公的医療機関及び持分のない法人は300床を限度とする。）	0.33 (国)	間接	その他	施設
医療機器管理室施設整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】	医療機器管理室として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × × ○	基準面積：80㎡ 基準単価：250千円 補助基準額＝基準面積×基準単価	0.33 (国)	間接	その他	施設
研修医のための研修施設 【医療施設等施設整備費補助金】	研修棟として必要な講義室、討論室、図書・視聴覚部門、仮眠室、管理部門、倉庫等の新築又は増改築に要する工事費又は工事請負費 独法 都道府県 公立 公的 民間 △ × × × ○	基準面積：研修医数×30㎡ (1,000㎡を限度) 基準額＝基準面積×基準単価 基準単価：250千円	1/2 (国)	直接	その他	施設
遠隔医療設備整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の助言による適切な対応を可能にする遠隔医療の実施に必要なコンピューター及び附属機器等の購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	(単位：千円) 遠隔画像診断装置 基準額 下限額 遠隔病理診断 支援側 4,598 依頼側 14,198 遠隔画像診断及び助言 支援側 16,390 依頼側 14,855 在宅患者用遠隔診療装置 8,250	1/2 (国)	間接	その他	設備
有床診療所等スプリンクラー設備等施設整備事業 【医療施設等施設整備費補助金】	有床診療所等に対するスプリンクラー等設備の整備に必要な経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	通常型スプリンクラー 19.9千円/㎡ 水道連結型スプリンクラー 19.2千円/㎡ パッケージ型自動消火設備 23.2千円/㎡ 消防法施行令第32条適用設備 22.6千円/㎡ 自動火災報知設備 1施設当たり1,050千円	1/2 10/10 (国)	間接	その他	施設
自動車事故対策事業	自動車の運行の安全確保に関する事業、自動車事故による被害者の援護に関する事業に要する医療機器整備費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	補助限度額 高額医療機器 20,000千円 1品で60,000千円以上 通常医療機器 10,000千円 合計で60,000千円以上	1/8 (国)	直接	その他	設備
研修管理委員会等支援事業（基本領域）	基本領域プログラム（静岡県医療対策協議会医師確保部会が承認した基本領域専門研修プログラム（一般社団法人日本専門医機構が認定したものに限る。）の管理・運営を行う事業 ・報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	1プログラム当たり 30万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費
研修管理委員会等支援事業（その他領域）	基本領域プログラム以外の専門研修プログラム（静岡県医療対策協議会医師確保部会が承認したものに限る）の管理運営を行う事業（参加者の専門医の取得のために必要な経費） ・報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	1プログラム当たり 30万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費
指導医招聘・研修環境整備助成 【地域医療介護総合確保基金】	県東部地域の専門医研修病院（県立病院、医学を履修する課程を置く大学に付属する病院等を除く）が、他の医療機関から新たに1年以上雇用することを条件として常勤指導医を招聘し（専門医研修を行う標榜診療科内の常勤医師数が前年度を上回る場合に限る。）、専門研修医等の研修環境を整備するための事業 ・旅費、役務費、報償費、需用費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1施設当たり 500万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者（※1）	補助基準額等	補助率	補助 区分 （※2）	事業 区分 （※3）	事業 種別
指導医資質向上助成 【地域医療介護総合確保基金】	基本領域プログラム（静岡県医療対策協議会医師確保部会が承認したものに限る）の基幹施設が、専門研修医等への指導のため、指導医（専門研修プログラムにおけるプログラムリーダーを除く）の指導技術を向上させるための事業 ・報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1施設当たり 30万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費
医師偏在解消推進事業費助成	医師少数区域（賀茂圏域、富士圏域、中東遠圏域）に存する医療機関が支出する、免許取得後3～7年目で、国の認定※を受けた医師の下記の経費 ・研修の受講料及び旅費、医学用図書購入費等 ※令和2年4月から、厚生労働大臣が医師少数区域等における医療に関する経験を認定	認定を受けた医師1人当たり ・研修受講料 10千円×勤務月数 ・旅費（県内） 2千円×研修日数 ・旅費（県外） 12千円×研修日数 ・備品費（図書） 54千円等	10/10 (国1/2) (県1/2)	間接	その他	その他
看護職員専門分野研修事業 【地域医療介護総合確保基金】	日本看護協会から認定看護師教育課程の認定を受けた者 ・県立静岡がんセンター 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	受講生1人当たり 98千円	定額	県単	医療人材の確保	運営費
看護師勤務環境改善・宿舍整備事業費助成 【地域医療介護総合確保基金】	ナースステーションや看護師宿舍の整備を行う病院 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × × ○ *地方独立行政法人は対象外。	看護師勤務環境改善施設整備事業 補助対象 ナースステーション、カンファレンスルーム、処置室等の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 基準面積等 看護単位数×基準面積50㎡と整備面積（延床面積）を比較して少ない方×単価（鉄筋コンクリート造：159,900円、ブロック造：139,700円） ナースコール更新付設の場合・・・建築単価114,200円上乗せ 看護師宿舍施設整備事業 補助対象 看護師宿舍の個室整備に伴う新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む） 基準面積等 看護師×基準面積33㎡と整備面積（延床面積）を比較して少ない方×単価（鉄筋コンクリート造：178,500円、ブロック造：156,000円）	0.33 (へき地病院の場合は0.5)	県単	医療人材の確保	施設
看護師特定行為研修派遣費助成 【地域医療介護総合確保基金】	看護師を特定行為研修機関に派遣し、その入学金等を負担した病院又は訪問看護ステーション等 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1施設当たり 440千円 (対象経費：看護師を受講させる指定研修機関の入学金、受講料を病院等が負担した場合のその経費。)	1/2	県単	医療人材の確保	運営費
認定看護師教育課程派遣研修費助成 【地域医療介護総合確保基金】	看護師を認定看護師教育課程に派遣し、その入学金等を負担した300床未満の病院又は訪問看護ステーション等（認知症疾患医療センターが認知症分野の認定看護師教育課程に職員を派遣する際には病床数制限なし。） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1施設当たり 730千円 (対象経費：看護師を受講させる指定研修機関の入学金、受講料を病院等が負担した場合のその経費。)	1/2	県単	医療人材の確保	運営費
研修派遣機関代替職員費助成 【地域医療介護総合確保基金】	特定行為研修及び認定看護師教育課程に職員を派遣中に代替職員を雇用する300床未満の病院又は訪問看護ステーション等（認知症疾患医療センターが認知症分野の認定看護師教育課程に職員を派遣する際には病床数制限なし。） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	補助基準額 179.2千円/月 補助対象上限月数 ・特定行為研修：12ヶ月 ・認定看護師教育課程：7ヶ月	1/2	県単	医療人材の確保	運営費
特定行為研修運営費等助成 【地域医療介護総合確保基金】	特定行為研修指定研修機関の協力施設 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	区分 対象経費 補助基準額 初度整備 賃金、報償費、旅費、需用費等 2,000千円 運営経費 賃金、報償費 2,000千円	10/10	県単	医療人材の確保	運営費

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者（※1）	補助基準額等	補助率	補助 区分 （※2）	事業 区分 （※3）	事業 種別																																																						
看護職員確保対策事業のうち 新人看護職員研修	●新人看護職員研修 自施設において国の「新人看護職員ガイドライン」に沿った卒後臨床研修を実施する病院 ●医療機関受入研修 新人看護職員研修を独自で実施できない病院等の新人看護職員を受け入れて研修を実施する病院 <table><tr><td>独法</td><td>都道府県</td><td>公立</td><td>公的</td><td>民間</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	独法	都道府県	公立	公的	民間	○	○	○	○	○	●新人看護職員研修 <新人研修経費> (対象経費:人件費、報償費、旅費、需要費、役務費、使用料等) 1人の時 440千円 2人以上の時 630千円 (ただし、新人保健師・新人助産師のいずれかを含む場合776千円、この両方を含む場合922千円) <教育担当者研修> (対象経費:謝金、人件費、手当) 新人5人ごとに 215千円 (上限70人) ●医療機関受入研修 1～4人 113千円 5～9人 226千円 10～14人 566千円 15～19人 849千円 20人以上 1,132千円	1/2	県単	医療人材の確保	運営費																																												
独法	都道府県	公立	公的	民間																																																								
○	○	○	○	○																																																								
【地域医療介護総合確保基金】																																																												
病院内保育所運営費助成	病院内保育所を運営する民間及び公的病院	補助額＝〔（補助基本額-保育料相当額）×調整率+加算額〕×補助率 <規模の基準> <table><tr><td></td><td>保育児童数</td><td>保育時間数</td><td>保育士数</td></tr><tr><td>A型</td><td>1人以上</td><td>8時間以上</td><td>2人以上</td></tr><tr><td>B型</td><td>10人以上</td><td>10時間以上</td><td>4人以上</td></tr><tr><td>C型</td><td>30人以上</td><td>10時間以上</td><td>10人以上</td></tr></table> ※利用者から保育料月額1万円以上徴収が必要 <補助基準額> <table><tr><td>A型</td><td>225,600円×保育士2人×12月＝5,414,400円</td></tr><tr><td>B型</td><td>225,600円×保育士4人×12月＝10,828,800円</td></tr><tr><td>C型</td><td>225,600円×保育士6人×12月＝16,243,200円</td></tr></table> <保育料相当額> <table><tr><td>A型</td><td>24,000円×4人×12月＝1,152,000円</td></tr><tr><td>B型</td><td>24,000円×10人×12月＝2,880,000円</td></tr><tr><td>C型</td><td>24,000円×18人×12月＝5,184,000円</td></tr></table> <加算額> <table><tr><td>24時間保育</td><td>23,410円×運営日数</td></tr><tr><td>病児等保育</td><td>201,000円×運営月数</td></tr><tr><td colspan="2">(延利用人数年10人以上の場合 243,000円×運営月数)</td></tr><tr><td>緊急一時保育</td><td>20,720円×運営日数</td></tr><tr><td>児童保育</td><td>10,670円×運営日数</td></tr><tr><td colspan="2">ただし、小学生に限る</td></tr><tr><td>休日保育</td><td>11,630円×運営日数</td></tr><tr><td>延長保育</td><td>1,640円×運営時間</td></tr><tr><td colspan="2">ただし、通常開所時間（11時間）を超える保育。</td></tr></table> <調整率> 負担能力指数＝補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金／補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担金 ただし、病院内保育所設置後3年を経過しない病院には調整率は適用しない。 <table><tr><td>負担能力指数</td><td>調整率</td></tr><tr><td>5未満</td><td>1.0</td></tr><tr><td>5以上20未満</td><td>0.8</td></tr><tr><td>20以上</td><td>0.6</td></tr></table>		保育児童数	保育時間数	保育士数	A型	1人以上	8時間以上	2人以上	B型	10人以上	10時間以上	4人以上	C型	30人以上	10時間以上	10人以上	A型	225,600円×保育士2人×12月＝5,414,400円	B型	225,600円×保育士4人×12月＝10,828,800円	C型	225,600円×保育士6人×12月＝16,243,200円	A型	24,000円×4人×12月＝1,152,000円	B型	24,000円×10人×12月＝2,880,000円	C型	24,000円×18人×12月＝5,184,000円	24時間保育	23,410円×運営日数	病児等保育	201,000円×運営月数	(延利用人数年10人以上の場合 243,000円×運営月数)		緊急一時保育	20,720円×運営日数	児童保育	10,670円×運営日数	ただし、小学生に限る		休日保育	11,630円×運営日数	延長保育	1,640円×運営時間	ただし、通常開所時間（11時間）を超える保育。		負担能力指数	調整率	5未満	1.0	5以上20未満	0.8	20以上	0.6	2/3	県単	医療人材の確保	運営費
	保育児童数	保育時間数	保育士数																																																									
A型	1人以上	8時間以上	2人以上																																																									
B型	10人以上	10時間以上	4人以上																																																									
C型	30人以上	10時間以上	10人以上																																																									
A型	225,600円×保育士2人×12月＝5,414,400円																																																											
B型	225,600円×保育士4人×12月＝10,828,800円																																																											
C型	225,600円×保育士6人×12月＝16,243,200円																																																											
A型	24,000円×4人×12月＝1,152,000円																																																											
B型	24,000円×10人×12月＝2,880,000円																																																											
C型	24,000円×18人×12月＝5,184,000円																																																											
24時間保育	23,410円×運営日数																																																											
病児等保育	201,000円×運営月数																																																											
(延利用人数年10人以上の場合 243,000円×運営月数)																																																												
緊急一時保育	20,720円×運営日数																																																											
児童保育	10,670円×運営日数																																																											
ただし、小学生に限る																																																												
休日保育	11,630円×運営日数																																																											
延長保育	1,640円×運営時間																																																											
ただし、通常開所時間（11時間）を超える保育。																																																												
負担能力指数	調整率																																																											
5未満	1.0																																																											
5以上20未満	0.8																																																											
20以上	0.6																																																											
【地域医療介護総合確保基金】																																																												
医療従事者確保支援事業費助成のうち 看護職員等へき地医療機関就業促進事業費助成	へき地拠点病院のうち過疎地域、振興山村指定地域又は離島若しくはこれらの地域を含む人口1万人以下の市町に所在する病院	対象経費：生徒・学生を対象とした病院体験事業に要する経費 補助基準額 1病院当たり 400千円	1/2	県単	医療人材の確保	運営費																																																						
【地域医療介護総合確保基金】																																																												

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者（※1）	補助基準額等	補助率	補助 区分 （※2）	事業 区分 （※3）	事業 種別
医療勤務環境改善事業費補助金	①～③を全て満たす県内病院（ただし県立は除く） ①厚労省の「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づく改善計画を、ふじのくに医療勤務環境改善支援センターの支援を受けて作成する病院 ②改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施する病院 ③これまでに2回当該補助金を受けていない病院	対象経費： ・働き方・休み方改善 ・勤怠管理システムの整備、医療クラークの配置に係る研修等 ・働きやすさ確保のための環境整備 ・相談窓口設置に係る備品整備等 ・働きがいの向上 ・復職支援に係る研修等 補助基準額 1病院当たり 6,000千円	1/2	県単	医療人材の確保	その他
【地域医療介護総合確保基金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × ○ ○ ○					
地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金	以下の要件を満たす医療機関 ①救急車受入台数 1,000件以上2,000件未満/年 ほか ②時間外・休日労働 月80時間超の医師を1人以上雇用ほか	医療機関が策定する「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に要する経費 ハード：ICT機器ほか ソフト：医師事務作業補助者研修費ほか 稼働病床数×133千円	ハード：9/10 ソフト：10/10	県単	医療人材の確保	その他
【地域医療介護総合確保基金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					

【疾病対策課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者（※1）	補助基準額等	補助率	補助 区分 （※3）	事業 区分 （※4）	事業 種別
がん診療連携拠点病院機能強化事業	がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院のがん医療提供に必要な経費	補助基準額 都道府県がん診療連携拠点病院 22,000千円 地域がん診療連携拠点病院 11,000千円 地域がん診療病院 5,500千円	10/10 （国1/2、県1/2）	間接	その他	運営費
【感染症予防事業費等国庫補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 × ○ ○ ○ ○					
がん医療均てん化推進事業費助成	施設：がん診療拠点病院等が機能強化のために必要な治療施設の新築、増改築等に要する工事費又は工事請負費 設備：がん診療拠点病院等が機能強化のために必要な治療設備・機器の整備に要する事業費	基準単価 195,800円 がん診療連携拠点病院 低侵襲医療施設 がん診療連携拠点病院以外の国・県指定病院 放射線治療施設 がん相談支援センター、国・県指定病院以外の病院 化学療法施設 補助基準額＝基準面積×基準単価 地域の基幹となるがん診療連携拠点病院 ゲノム医療、希少がん・難治性がん治療設備・機器 がん診療連携拠点病院 低侵襲医療設備・機器 がん診療連携拠点病院以外の国・県指定病院 放射線治療設備・機器 がん相談支援センター、国・県指定病院以外の病院 化学療法、緩和ケア等設備・機器（下限額：1品100千円）	1/2 （基金）	県単	その他	施設設備
【地域医療介護総合確保基金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					

【感染症対策課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者（※1）	補助基準額等	補助率	補助 区分 （※3）	事業 区分 （※4）	事業 種別
第一種感染症指定医療機関運営事業	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な経費（需用費、役務費等）	1床当たり 6,294千円	10/10 （国1/2、県1/2）	間接	その他	運営費
【医療施設運営費等補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					
第二種感染症指定医療機関運営事業	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な経費（需用費、役務費等）	1床当たり 2,052千円（陰圧あり） 1床当たり 1,575千円（陰圧なし）	10/10 （国1/2、県1/2）	間接	その他	運営費
【医療施設運営費等補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					

事業名 【国 交 付 要 綱】	補助対象 事業 者（※1） （※2）	補助基準額等	補助率	補助 区分 （※3）	事業 区分 （※4）	事業 種別
感染症外来協力医療機関設備整備事業 【保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金】	感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費 （個人防護具購入費用） 新型インフルエンザ等協力医療機関等 （44病院） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	上限金額1セットあたり3,600円 （知事が認めた数）	10/10 （国1/2 県1/2）	間接	その他	運営費
結核患者収容モデル病室 【保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金】	事業の実施主体が設置する結核患者収容モデル病室の施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 独法 都道府県 公立 公的 民間 × ○ ○ ○ ○	厚生労働大臣の認めた額	10/10 （国）	直接	その他	施設
エイズ治療拠点病院 【保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金】	施設：エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 設備：全国のエイズ治療拠点病院をネットワークでつなぐために必要な部品購入費及び患者モニター装置等、診療を行うために必要な機器及び剖検台を購入するために必要な備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 × ○ ○ ○ ○	施設 個室整備 1室当たり30,000千円 剖検室改修 1室当たり21,000千円 相談指導室 1施設当たり5,000千円 エイズ専用外来診療室 1施設当たり5,000千円 設備 診療ネットワーク 1施設当たり5,933千円 その他 厚生労働大臣が認めた額	1/2 （診療ネットワークのみ国10/10）	直接	その他	施設設備
感染症対策施設等整備事業費助成 【地域医療介護総合確保基金】	感染症の流行拡大時にクラスターの発生を防ぐため、病院内の医療従事者向け休憩室等の改修に要する経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	上限：1 病院当たり5,000千円	2/3	県単	その他	施設

【福祉長寿政策課所管分】〔参考〕

事業名 【国 交 付 要 綱】	補助対象 事業 者（※1） （※2）	補助基準額等	補助率	補助 区分 （※3）	事業 区分 （※4）	事業 種別
訪問看護ステーション設置促進事業 【地域医療介護総合確保基金】	訪問看護ステーションの新規設置に要する事業の初年度に必要な設備整備費等 ＜補助対象者＞ 訪問看護ステーションの開設者	1 箇所当たり：4,200千円	1/2 （基金）	県単	在宅	その他
訪問看護提供体制充実事業 【地域医療介護総合確保基金】	新任訪問看護師育成のための同行研修に係る研修担当看護師の人件費等 ＜補助対象者＞ 訪問看護ステーションの開設者	基準額：180,800円×雇用月数 （上限3か月）	1/2 （基金）	県単	在宅	その他
訪問看護出向研修支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	病院看護師の訪問看護ステーションへの出向研修に係る人件費等 ＜補助対象者＞ ・回復期リハ病床又は地域包括ケア病床を有する病院の開設者 ・地域医療支援病院又は急性期病院の開設者（県総、こども、がんセ除く）	病院 出向者に係る人件費 1病院当たり4,200千円 訪問看護ステーション 出向研修に係る費用（役務費、需用費、使用料） 1施設当たり100千円	1/3 （基金） 10/10 （基金）	県単	在宅	その他

【健康増進課所管分】〔参考〕

事業名 【国 交 付 要 綱】	補助対象 事業 者（※1） （※2）	補助基準額等	補助率	補助 区分 （※3）	事業 区分 （※4）	事業 種別
要配慮者等歯科診療連携体制構築事業 【地域医療介護総合確保基金】	要配慮者に対する歯科診療連携体制の構築を図るための協議会等に必要な経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	基準額：712千円	10/10 （基金）	県単	在宅	運営費

令和4年度新型コロナウイルス感染症対策関係予算

〈医療機関向け事業〉

◎国直接 ○県執行 ●県単独

区 分	事 業 名	支 援 内 容
病床確保	○新型コロナウイルス感染症対策事業費助成（空床補償）＋ 一部県単独 ◎入院医療機関への緊急支援 ●重症患者受入推進事業費（県単独）	・患者を受け入れる病床確保のための支援 ・回復患者のコロナ専用病床からの転床等を促進 ・入院患者を受入れる医療機関の受入体制強化 ・重症患者の受け入れを促進し重症病床を確保
診療報酬	◎診療報酬の特例的な対応	・重症・中等症の診療報酬の引き上げ ・回復患者の転院支援、小児科等への支援 ・自宅療養屋へのオンライン診療加算
病院への支援金	●入院待機施設医師派遣協力金（県単独）	・入院待機施設に医師を派遣する医療機関へ支援
診療所等支援金	◎診療・検査医療機関の感染拡大防止等の支援 ◎医療機関・薬局等の感染拡大防止等の支援	・診療所検査機関へ緊急的臨時的な補助 ・医療機関、薬局への緊急的臨時的な補助
機器整備 資材提供	○重点医療機関設備整備事業 ○入院医療機関設備整備事業 ○帰国者・接触者外来設備整備事業 ○救急・周産期・小児医療機関設備整備事業 ○検査機器等整備事業 ◎医療用物資の確保・医療機関等への配布等	・血液浄化装置、CT、生体モニター 等 ・人工呼吸器、簡易陰圧装置、簡易診察室 等 ・空気清浄機、パーテーション、簡易ベット 等 ・個人防護具、簡易陰圧装置、パーテーション 等 ・PCR検査機器、等温遺伝子増幅装置 等 ・マスク、個人防護服、手袋 等
そ の 他	○医師・看護師等派遣の支援 ○医療機関、継続・再開支援事業（消毒経費等） ◎医療資格者の労災給付上乘せ	・感染拡大防止のためDMAT、FICT派遣事業 ・休業・縮小した医療機関への消毒経費 等 ・医療従事者等への労災給付金を一部補助

〈入院患者受入医療機関支援〉

区 分	空床補償（R2.4～）		緊急支援（R2.12.25～）	機器整備（R2.4～）
重 点 医療機関	特定機能病院	I C U 436,000円/日 H C U 211,000円/日 一 般 74,000円/日	◎重症病床（国直事業） 病床数×1,500万円＋300万円/床 （R2.12.25～新たに確保した病床） ◎その他病床（国直事業） 病床数×450万円＋300万円/床 （R2.12.25～新たに確保した病床） ◎即応病床（国直事業） 病床数×450万円 （R4.2.1～R4.3.31新たに確保した病床） ※まん延防止等重点措置等の発令期間に限る。 ◎一時受入病床（国直事業） 病床数×450万円 （R4.2.1～R4.3.31新たに確保した病床） ※まん延防止等重点措置等の発令期間に限る。	○入院医療機関設備整備事業 ・人工呼吸器 ・簡易陰圧装置 ・簡易病室 等
		I C U 301,000円/日 H C U 211,000円/日 一 般 71,000円/日		
協 力 医療機関		I C U 301,000円/日 H C U 211,000円/日 一 般 52,000円/日	◎重点医療機関等設備整備事業 ・血液浄化装置 ・CT等 ・生体情報モニター ・超音波画像診断装置 等	
一 般 医療機関		I C U 97,000円/日 中等症 41,000円/日 一 般 16,000円/日＋ 16,000円/日（県単独）		
備 考	休止病床も補助対象		休止病床は補助対象外	

～県知事・副知事との面談～

新型コロナウイルス感染症への当協会会員病院の取組等を報告

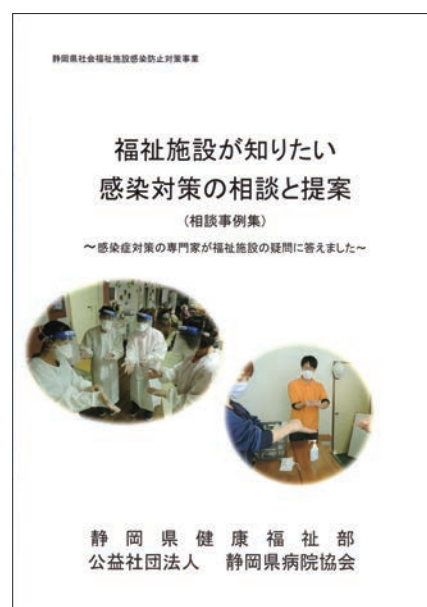


令和 4 年 3 月 25 日（金）に当協会の毛利 博会長（藤枝市立総合病院 病院事業管理者）、荻野副会長（聖隷三方原病院病院長）及び宮下正副会長（静岡市立静岡病院理事長）が静岡県庁を訪れ、川勝平太静岡県知事及び出野 勉副知事と面談しました。

当協会からは、次の事項を県知事及び副知事に伝えました。

「当協会発言要旨」

- ・新型コロナウイルス感染症対応において専門家会議、病院協会主催の重点医療機関等連絡調整会議などで、これまで以上に県健康福祉部と病院との連携が図れたことについてお礼を申し上げる。また、今回の新型コロナウイルス感染症により、医療と介護の連携強化の必要性が再認識され、このための施策を講じることが、新興感染症対策のみならず、今後の超高齢社会への対応に有用であり、県の支援をお願いしたい。
- ・コロナ第 6 波では、高齢者施設のクラスターが大きな問題となり、当協会でも I C N の施設訪問指導を行ってきたが、今後とも看護協会と連携して行っていくので財政的な支援をお願いしたい。
- ・施設向けの感染対策のための小冊子（相談事例集）を作成したので、これを全施設に配布し、施設内で感染を抑え込むことが必要である。
- ・働き方改革や、今般の診療報酬改定で、病院経営はかなり厳しくなってくるので、地域医療を堅持するため、県、大学、病院協会が一体となって、病院の機能分担を推進し、A I も活用して、少ない医療資源の中で、静岡県がさらに発展できるよう柔軟な対応をお願いしたい。
- ・ふじのくに感染症管理センターの設立について、センター長の人選には格段の配慮をお願いしたい。



これに対し、県知事及び副知事からは、当協会会員病院の取組について謝意が示され、今後とも静岡県の医療のために尽力いただきたいとの発言がありました。



ふじのくに医療勤務環境改善支援センターアドバイザー派遣は、労務管理、医業分野（医業経営、ワークライフバランス等）の専門のアドバイザーが、それぞれの医療機関の働き方改革を進めるうえでの相談事項について、医療機関に出向いて助言を行いますのでご利用ください。派遣料は無料です。

ホームページアドレス

<https://www.fujinokuni-kinkai.jp>

静岡県版 医師労働時間短縮計画 作成マニュアル

Ver.1.1（2022.2.8 改訂、改訂部分はゴシック体）

ふじのくに医療勤務環境改善支援センター
公益社団法人 静岡県病院協会

2022 年 2 月

静岡県版医師労働時間短縮計画
作成マニュアルを作成しました。
ご活用ください。